

# 琉球大学学術リポジトリ

## 日米関係（沖縄返還）31

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43813">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43813</a>

労働組合の動向

アメリカ局長 一紙了

参事官

北米第一課長

北米第一課長

事務連絡第 47 号

昭和44年4月11日

外務大臣殿

日本政府沖繩事務所  
事務連絡課

資料の送付について

往電第142号に関し、下記のとおり別添  
1部送付する。

記

復帰問題研究会の「軍肉係労働者の地位改善のため  
の提案」

要処理  
常務事務官  
南方  
渉外調査  
漁業  
航空  
科学協力  
連絡  
調査  
カナダ  
局庶務

44.4.15

日 本 政 府

625

ト  
佐藤  
コー、一、方、幼、童、等、

一九六九年四月九日

軍関係労働者の地位改善のための提案

復帰問題研究会

## 目次

I はじめに

II 歴史的経緯

III 労働基本権の現状とその問題点

(一) 争議権の禁止について

(二) 重要産業におけるストライキの禁止

(三) 合衆国印地における労働活動と非合法活動

(四) 労働関係委員会制度と労働関係委員会

(五) 政治献金の制限

(六) その他の問題

IV 今後の課題—間接雇用制度の採用

(一) 本土における間接雇用制度

(二) 琉球政府による間接雇用制度のあり方

V おわりに

工は、既に  
北で五月八月の佐藤総理の対総訪問、六月七月十月の日本  
共同声明での日米間の対縄施設権返還の基本的合意がなされ  
足場には対縄問題も一歩一歩ではあるが解決の方向へ向か  
いつあるように思われる。  
今年の秋には佐藤総理自ら、再度渡米して返還時  
期のメドをつけることになっている。それにとり、基地の態  
様をめぐって現在大まかに論議をよんでいるが、我々がそれ  
が県民の意志に反した形で処理されることを最も危惧す  
るものである。  
この中間報告(二)で、返還の際の基地の態様については憲  
法第九条の本旨にもとづいて、より全国的視点から慎重  
に検討し、日本の将来に悔を残さず、形で措置すること、  
とこの見解を明らかにした。  
我々がこれに二のミを再度強調する理由は、これからとり  
あげようとする、軍関係労働者の労働基本権の問題と返  
還の際の基地の態様とが無関係ではありえず、現状と変わ

ない形で措置された場合、その基本的権利が復帰後も大  
きく制約を受けることが予想されるし、それを恐れるから  
に他ならない。  
軍関係労働者の置かれている現状は、米軍の直接統治  
のもとで労働基本権である争議権が否認され、民間労働  
者と比較して、その他いかにし、制約下にある点で、更に  
基地依存経済との関連において矛盾の最もはげしいこと  
にある。ちなみに、基地依存経済との関連をとりあげ  
るならば、金島に鯛の目のようにめぐらされた沖繩の米  
軍基地は総面積の実に二・八%に及んでおり、基地は県  
民の生活と密着した基地依存による経済構造を余蘊  
なくとっているのが現状である。  
基地依存経済は不安定であるだけに常に潜在的不安が  
ともがらう。  
健全産業が育成されないので、基地が撤去された場合、それ  
により、県民の生活は当然はかり知れぬ打撃を受けるで  
あろうことは充分に予想できる。

全軍労に結集する軍閥係労働者が「基地反対」を叫ぶ  
反面、終局的には健全産業の育成による軍閥係労働者  
の転業を目的とし、離職者対策を強く要請してゐる理由  
もそこにあり、あつて理解されなければならぬであらう。  
中絶の置かれてゐる特殊の経済構造と労働基本権の問題  
は六に軍事基地の産物である。  
論において、軍閥係労働者の労働基本権を主に考察  
するの目的であるが、軍閥係労働者の労働基本権が民間  
労働者と比較した場合、かなり互換されたものとなり、更に  
雇用制度との関連において本土の駐留軍労働者よりも  
革命的に、状態にとめる役割を果してゐる事実をも  
意識しておく必要がある。  
根の総理訪米を前に軍閥係労働者を合めた国民の世  
論は憲法の全面無差別適用を要求して、ますます高ま  
りをみせることであらう。

思ふが、そのためにも、今から労働基本権の是正や間接雇用  
制度の採用が、と可能かどうか、どうから本土の駐留軍労働者と  
の格差をとり、のぞく措置を早急に実施すべきであらう。  
このことも、かつての一助ともなれば幸に思ふ。

### 正歴史的經過

米口續記

一九五二年四月三日に発効した対日平等

和条約第三条にその法的根拠を有している。

米國が沖縄の施政権を有している目的が軍事基地を維

持しそれを利用するためであることは疑いがないことあり

之を裏づける発言はこれまでにみたがたが米國の高層に

よて言明されてきた。

一九五三年奄美大島が返還されるにさいしてタス米國務

長官は次のように述べている。「自由と安全を確保し、アジアの

がに世界の自由諸國の共同目的を遂行するために極東に

脅威と緊張が存するかぎり、米國が平和条約に基づき、今

後も琉球列島が、かに他の諸國に対する支配権を行

使し続けることは必要不可欠なものと米國政府は信

する。沖縄基地に対する米國側の老文方は、ニクソン言

明に集約され、世界自由諸國とつなげ、アジアの

の國益を維持するたためのものであることばかりが、ない。

本格的に基地建設が始まったのは、一九四九年中国等

命の成功に比べて、米國の「アジア政策」の変化と機を伺し

くする。G.H.O.が「沖縄に恒久的基地建設をせよ」と

と発表して七千万ドル余の金を投じて工事を開始した。そ

れに比べて、永久的な軍事基地の建設に伴う沖縄県民の

不満と不安をどうも、さうに有事の際に住民の協力を

確保する必要上、米國は沖縄の民政にも本格的に取組む

姿勢をみせた。しかしながら、沖縄県民は生活の基盤で

ある土地を講和発効後も「土地収用法」(一九五三年)の公布に

よて強制的に収用される。

県民にとって、土地は生活の基盤であるだけに、これを接収

されることは死活問題であり、狭隘な土地ではあるが祖先

傳來の土地に対する執着は米國人の理解をはるかに越え

るものがある。

県民の間には、いかに米國の政策に対する不満が強くなる

反対運動が組織化されてきた。これを後に「アサヒ新聞

に反対する」島ぐるみ闘争にまで発展し、沖縄の復帰

運動の大きな原動力となった。



接収された土地のほとんどは戦前もとも豊かた農村地帯に於て中部に集中した。土地を奪われた農民は、そのほとんどが一時的には軍閥係労働者としてある。村米軍人相互の衝突に於ては、中部が基地地帯の象徴たる。その商売に於ては、中部が基地地帯の象徴たる。いわれるゆえにである。  
 ■で於て一九四五斗から民労働三法が施行されるまでの期間、関係労働者の労働条件と労使関係に於ては、基地の時期の労使関係は、地帯の経済一般がもたらした。経済に於ては、米軍に雇甲されるというものが神親農氏の唯一の生活手段で民間企業として米軍と直接間接に関連を有するものが存在するにすぎない状況であった。したがって労働三法や公務員法も制定されるべく完全軍労働法時代であった。この状況に於ては、軍の一方的都合で解雇されたり雇入れられたりという状態が、返されるのが普通で、労働者が自命自身の上に解雇の宣告を受けるからなるといわれる。極めて不安定な状態に於て、本三法においても諸和条約

が発効するまでの数日間、軍閥係労働者は軍の一方的都合によつて保安解雇法に於ては、中部に於いては直接軍事占領下にあることからの本主義上に労働条件と労働管理はきびかた。  
 ■  
 ■  
 ■  
 労働者は一旦解雇をい渡されるとそれに対する抗争の力もたかく労働保護の制度や施設は、ともちりなく路頭に迷うしかたがた。  
 一九四七年米國軍は日本行政権の停止に伴、事実上の労働慣行のみに依存していた米親の労働関係規制に二歩乗り出し米國政府特別布告三三三号(一九四七年三三三)号と労働三法を制定した。  
 一九四七年十一月に制定された米親列島米國軍政府本部指令五〇号(労働組合)は認可を欲する労働組合に対し一定の資料(労働組合の目的、組織、役員、氏名

職分担任 組合員総数 財政目録への提出を義務づける  
と、に違反組合に対する軍政府の活動停止 解散権を  
定めた。この一九四六年制定された米國軍政府本部指令  
四九五(労働委員会)は存吉三四号に上り 労使紛争調  
停のために設けられた民政府内部の労働委員会につ  
き 裁判する根拠を認めた。  
連戦の終結から一九四七年末までの間に於ける米國置  
政による労働管理に関する規制は労働関係における無  
秩序の是正にある程度貢献したとあるが右に述べた  
ように問題等もつてあつた。  
前述のような規制に加え一九五〇年四月には琉球軍政部  
本部指令七三(琉球人の雇用職種ならがに賃金)が期  
定され 軍政府の直接間接の雇用にかかる沖縄人雇用  
者を対象とする検診 給料 休日出給)について規定し、と  
りわけこの布告によつて職業分類による統一賃金ならがに  
単人家族の従業員の最高 最低月俸を定めた。その  
後一九五三年六月制定された琉球列島米民政府布告

七九号(沖縄群島に於ける琉球人の雇用規制)が布令  
七号にとつてかわり 布令七三号を整備拡充した。  
この時期において注目すべきことは軍閥系労働者に対する  
労働管理が独走的に推し進められていた点にある。  
二〇一九五〇年以後 國際社会における冷戦の動きと  
とも、基地中絶の軍事上の再確認によつて 基地に雇用さ  
れる労働者の生活条件の規制に重点が移され 前記の  
布令のほかに細かい個別の労働関係規制の布令がつき、  
さらに作成されていった。この時期はさらに民間企業の組合  
活動も低調であり 軍閥系労働者の労働組合もいまだ  
形成されておらず、たゞ労働条件は悪く特に外国人への  
門に占領意識に基く格差が広がつた。その後一九五三  
年には労働三法が目的をみるのであるがこれと相前後して  
布令二六号(琉球人被用者)に対する労働基準及び労働  
関係関係法)も制定された。  
~~布令二六号(琉球人被用者)に対する労働基準及び労働  
関係関係法)も制定された。~~

と、いふ事  
 するに、これは米国民政府との関係でいふると難航したが  
 布令一六号の制定実施によつて軍関係労働者を労働三法  
 の適用外に置くことだけが残つた。民労働法は  
 戦後の日本の労働法を参考にして立案されたものであつた  
 ので、その内容も現在の日本の労働法とそれほど変わらな  
 い。かくこの時期は琉球政府制定の民労働法と米国民政府制  
 定の軍労働法の二本建の法体系が確立走着し居る。

尚、琉球政府は特別労働法の分野において九五号  
 百「琉球政府公務員法」を一九六〇年八月「公共企業体事  
 業労働関係法」を制定した。右の二法の内容はいずれも本土法  
 に類似するものであつた。

米国民政府はこの後朝鮮動乱終了（一九五三年九月）に伴  
 い、軍自体の反共的性格に加えて治安立法面での対策を  
 強化し、九五号四日布令一三二号、五号に九五号四日  
 府令一四五号（労働組合の認定手続）などをあつて制  
 定実施した。

布令一四五号は労働組合が労働委員会の承認を得ず

民労働法たる労働三法が「九五三斗九日」立法として成立  
 する。

あつた。これとしてきたのが布令一六号であり労働法で  
 あるから、この新し「時代」に即応する労働法の制定が必要で  
 対日平和条約により米国の社憲統制の根拠も変つた。そ  
 してはその取り締りも目的とするより、単労働法であつた。  
 従つて労働法とは縁遠いものであり、特に労働組合運動に對  
 対日平和条約発効前の労働に関する布告布令は近代  
 的である。

この新政府にも、ついでして立法活動が展開された時期  
 の、この一九五二年百に「琉球政府」が設立された（布令三  
 二）である。井根におつてもこれに對する。

これは対日平和条約が成立し日本が、ちつちと獨立した時期  
 の二期にあたる一九五二年から一九五三年までの時期は、本土  
 的である。井根におつてもこれに對する。

この新政府にも、ついでして立法活動が展開された時期  
 の、この一九五二年百に「琉球政府」が設立された（布令三  
 二）である。

うとする場合の手続面を規制したものであった。すなわち労働組合は役員などの名簿を民政官に提出し民政官はこの組合が中絶<sup>1)</sup>米國軍隊の安全に何らかの不測を及ぼすおそれがある点について審査の上法内組合として認可証を交付するものもあつた。更に組合役員その他の付帯の補充文書がある場合には新役員名簿を労働委員会に提出し民政官が不適任者ありとする場合当該組合はその者を解任し留められず解任の場合も即時組合が役員その他の代表者を選任しながらこれに對して教告を與へた場合は労働委員会は認可を取り得ず何どの内容であつた。

布令一五号については後述の労働基本権のところを參照することにするが、その最も大きな問題点は才一種單雇員間の爭議権が否定されてゐることにある。

立法院では今日まで二回にわたつて布令二六号の廃止要請の決議を採択してゐるが一九六〇年七月の才一四号の廃止決議の際には布令一四五号も含めた次のよう

決議を行つてゐる。労働基本権は自由と平等を基調とする各國の憲法の認めるところであり、大統領府政府令においても当然保障してゐるものと解する。労働者が自らの生活を上向きに権利を確保するには、組合の組織化と更に使用者の理解と施設者の労働者に対する保護政策を必要とする。又労働者を保護するに法の精神を要にする布令及び民法の二つの法が存在することを不自然と認めてあることとして労働法の民法への体系化を要請して布令一六号と布令一四五号の廃止を要してゐる。尚布令一四五号労働組合の認可手続は一九六二年二月に廃止になつた。

一九六〇年四月の「種々の祖國復帰協議会」の結成一九六二年六月労働運動の結集による「全中絶労働組合連合会」(全中絶労働)の結成時と一九六三年以降の種々の労働運動は全果的組織による画期的発展を遂げた。それの二れまでの労働法制やその法的側面は以上のようであるが労働運動や国際政治の動きとも関連しながら大きく

**●変化** ！  
 てきたわけであるが、このように中で一九五三年に制定された布告一六号とそれに変るものとしてすでに公布され施行が注目される総合労働布告六三号との労働基本権の比較検討をして欲しい。  
**●再労働基本権の現状とその問題点** ！  
 労組の重関係労働者の労働基本権に対しては、基地が「ト」戦争で補給基地としてあるは出撃基地としての役割が大いにだけ、職務規定もきびしく労働運動に對してもかなりの規制が持たれている。  
 現在の労組の労働法制は大きく分け之琉球政府労務院制定による労働組合法、労働関係調整法及び労働基準法の内なる労働三法を中心とする低労働三法と軍関係職場における労働関係をその規律の対象とする。布告一六号を中心とする軍関係三法の二本立と持てる。

成立以前に軍関係労働者を労務三法の適用外に置く  
 ために米國政府により發布されたものである。それは個別の  
 労働関係については、主として民間労働者に當り農林業に準  
 じ、第四章の二五号から八二条に集約的労働関係について  
 は米國のワグトハート法、八三条に於て改正法  
 を「外」法を含むと警告として同法の規定をほとんど認  
 定せしめ入り入らざる由に、ワグトハート法が一旦出て出  
 発者の権利ないし利益を基以上には抑制したものである。  
 この部分に關しては全文八十五号の二五号、二六号、二七  
 三章のオ条からオ二十六条までとされている。  
 本編においては、集約的労働関係に關する部分の問題  
 点を明らかにする。  
 総合労働布告オ一三三号は布告一六号に對する由として  
 一九五九年十月五日政府による公布である。  
 布告一六号が下りたのワグトハート法と母法といふが  
 之を基以上には労働者の権利を抑制するものとして立法院

又日米各關係団体より嚴密要請のあつたこと、また  
 記述した通りである。この総合労働組合もまた、  
 一ト一表と母表として作成され、本令二条以上に強烈な  
 反対に、執行延期にほのぼの。特に二条の非合法活動は  
 法を維持する性格をもつものとして公布後、現地法廷は  
 一とまり本土においての論議の焦点になつてゐる。この  
 日弁連は「軍関係労働者の苦勞は本権の制限を強化する  
 ばかりである。一般市民の表規及び本令の自由を抑するも  
 のである。中韓軍人の根本的入籍を強言し、その本工該部  
 の一件正堂論にも進行する改悪法会上に立ち出し、批判を  
 力と、同本令の撤回を強く要請してゐる。  
 総合労働組合は、本令二六号に、本令才四三号「労働者  
 災害補償」本令才一〇三三「労働賃金及び甲種年金」(例  
 する中令)が指し示す「労働関係委員会」の行政事務取扱  
 権限に包含してゐる。更に軍関係労働者の連合団体も  
 二種連に包含して扱はれる。

本令二六号の最も大きな問題点は、才一権軍関係労  
 働者の争議権が否定されてゐることにある。すなわち、  
 才十二条で「才一権軍関係労働者が同盟罷業するも  
 の又は米國政府に対する同盟罷業の権利を主張する  
 政府被用者団体の」  
 政府被用者団体の  
 一頁を「は暴力による米

本令二六号  
 (才一六号)

(二)争議権の禁止について  
 として総合労働組合の適用下において、  
 及びH.W.M.T.、リニオン、アラなどの被用者も、各種被用者  
 団にこれまで民衆運動の下にあらたに特免業者の被用者  
 の被用者)をまかせた。B種被用者としてゐる(才二条)。  
 の直接被用者)及び才四種労働者(米政府請負業者  
 とをまかせた。A種被用者とし、才三種労働者(米重要員  
 と才二種労働者(米政府非割当資金による直接被用者)  
 による才二種労働者(米政府割当資金による直接被用者)

國政府の顛覆を唱導する者 又はこれを唱導する因  
 体の員を才一種被用者として雇用し又は就業させ  
 ば有らば、この種の規定に違反に違反するものは有罪  
 とし五分以下の罰金又は二年以下の懲役を科す  
 二私を併科する。同盟罷業をする才一種被用者は  
 才一種被用者として解雇され且この布告の規定に基く才一  
 種被用者として資格を喪失するものとする」と規定し  
 てる。この規定によつて才一種軍関係被用者が米國政  
 府に對して競争的行為をする事は禁止されてゐる。  
 「才一種軍関係労働者の單面的労働關係に關する規制  
 の他は、米國における連邦公務員の集團的労働關係  
 に関する規制の仕方と極めて類似してゐる」とが明かに  
 せる。米國の連邦公務員の團體権については、特にこれを  
 禁止する法令は存在せず、連邦公務員が團體権を有す  
 ることは一般に承認されてゐる。  
 手続権に關するは、ダクト・パット法の三五条がほめて  
 明文化されてゐるが、更に「一九五五年八月制定

の法律才三三〇条は連邦公務員の競争権を罰則を  
 めて禁止することをした。  
 布令二六号の立法者の意圖は特に才一種軍関係勞  
 働者については、その集團的労働關係を米國の連邦公務員  
 のそれに準じて規制しようとしてきたてその団体交渉権  
 (才一第四号に認められた)及び競争権を否定してゐる  
 はず。ダクト・パット法が使用者に關する規定によつて連邦  
 公務員の使用者としてこの政府及び政府関係諸機關に對す  
 る適用を排除してゐることが注目される。④ 競争絶對主義  
 問題はこのように才一種軍関係労働者を米國の連邦公務  
 員と同視し、その集團的労働關係に關する規制の仕方  
 を連邦公務員のそれと同じく取り扱ふとするところに  
 問題がある。  
 連邦公務員が団体交渉も競争行為も全面的に否定  
 されてゐるのは、公務員の使用者ともいへるものはその公職  
 員も含めて全國民であるといふ考えかである。ところが  
 才一種軍関係労働者は、米國民ではないのであるから、こ

我が国の使用若とも「ベトナム」の中に入れば、  
当然である。二に米国の連邦公務員とオ一種軍関係  
労働者の間に根本的相違があることに注意し、これは  
からない。つまり米国の連邦公務員の団体交渉権  
と軍関係は全面的に否定されているわけである。  
また、その代表者にも「議会の反映」である。  
よって連邦公務員の労働条件は「その議会の」  
定められることになつて、形式的には公務員の団体  
交渉権や手続権が否定される。  
しかしオ一種軍関係労働者もその使用者と  
よって公米国民との間には、その「同一性は存在しない」  
オ一種軍関係労働者が連邦公務員並みの身分保障  
を享受しては、団体交渉権及び手続権の全面的否定は  
到底納得しがたいものである。尚、オ一種軍関係  
労働者加オ一種以下の軍関係労働者に比較して、軍事  
的性格がより強い用務に就事してゐるから、手続権  
の禁止は当然の処置では、このことに關して、

幸地成憲助教授は次のような理由により、「二」を否  
定してゐる。すなわち、オ一種軍関係労働者の使用を  
れる用務といふことも、それは日本において従来から間接雇  
用とされてゐた駐留軍関係労働者の使用される用務  
と其の性質において之れほど異なるものではない。と、  
か日本における駐留軍関係労働者に対しては従来行  
日本行政協定のオ二条オ五項及びオ五条四項に基  
いて、現在時、地位協定のオ二条オ五項に基いて日本の  
労働法が適用されることになつており、現実には間接  
雇用と直接雇用を問はず、労働三法が適用されて  
ゐるので、従来から間接雇用とこれを駐留軍関係労働  
者といふことも、それ以外の駐留軍関係労働者と何ら異  
なる規制に服するものではないことに注意しなければなら  
ない。従つて軍事上の安全確保といふこともオ一種軍関  
係労働者の団体交渉権及び手続権を全面的に  
否定する理由にはならず、むしろ左の如くに見れば、  
る。」



(総合労働布令)

A種被用者(才一種、才二種)やB種被用者(才三種

才四種)の労働者について之等議権を禁止する明文規定

は総合労働布令には存在しない。たゞ才10条の非合法

活動(西<sup>Ab</sup>ケル<sup>B</sup>の被用者ともその適用を受けらるる

解釈<sup>Ab</sup>によれば争議権が全面的に否認されるこ

を考えられる。

A種被用者に対して争議権を禁止する条項は同

布令の才1条3項である。これによると本布令の条項が

琉球政府の法令、民政府の布令又はその他の規則に抵触す

る場合は、本布令が優先する。本布令は大統領行政命令

才10才13才及び其の改正又は米國議会の立法に基く

規則を含む米國議会の法律に優先するものでは無い。

と訂して予り、米國議会の法律(例之は合衆国公務員志

及びこれに基く規則(例之は四華人等規則)の優先を規

定せらる。

華人等規則六九。二四五項以条にも各々如何なる才

一種、才二種の従業員もストライキに従事するものは即時

解雇されることあり、更に一九五五年八月発布の公法

八四・二三。合衆国政府に対し不忠実でストライキを行

つたり又はその権利を主張したりあるは外の目的で放

府による雇用に禁止する法律一三(才二)追加の規定を罰

当眞金団体に雇用される合衆国人及び合衆国、その

外、土領地またはその管轄下にある他の地域の非割当資

金団体の外国人籍人はその勤務時間を問わず、合衆

国政府及びその附属機関に対してストを行ない、又は合

衆国政府に対してスト権を主張する政府雇員又は団

であることを知り、そのストに付することを志して禁止し

てあることある。このように規定する華人等規則の規定と

総合労働布令才1条3項<sup>の趣意に照して</sup> A種被用者は争議

権を否認され得るといふ事。

米國民政府は同布令の公布後、才二にその志を強調して

A種被用者は、米國公務員志の適用を受けらるるあり

従つて、また華人等規則によつて、その争議権が全面的に

禁止されていると主張している。

布令二六号の下では才一種労働者は争議権が明文

(同布令二条)でもって否認されていたが才二種労働者

に「それは之れを明確に否認する規定はなかった。総合

労働布令では才二種労働者をA種労働者に格付け

することによって才一条と同様で争議権の禁止を明文化

しにかけてある。

B種被用者(才三種、才四種)の争議権については総合

労働布令の才九条(争議の際の義務)のB項(団体行

動)で「軍の行動や重要産業を阻害するよう行ストン

クが発生した場合には軍事基地の運営を維持し阻害

されないように適当な機関において必要と認められる措置

がとられる。ストンキに入った被用者は有給休暇は認めら

れず、又軍事施設運営と安全維持のために時的又は

追及的に代替される」と規定してゐるところから身体行復

と「かかるので又ストンキ禁止と認めらる。

種労働者重要産業阻害防止の場合に適当な機関」によつて必要

措置」がとられるとほゝるから適当な機関とは何か要に

必要な措置とは具体的にどういふ措置なのか条文規定

が不明確で、ストンキが軍の意思に

もつて制限禁止されるおそれがある。

総合労働布令では因交権はどうかとほゝるがA種被用

者の因体交渉権については才三条労働者の権利の項で

「前長官室にもって設けられた政策に基づいて決定されな

け水はならぬ」としてあり布令二六号の下での賃金

政策と何らの変化も認められず、更に給与表の設置

米政府の保安使命、労働力に関する諸権限及び米國

政府の予算作成に関する事項は因体交渉の議題と

なるとして因交権に相当なものを設けてゐる。

B種被用者の因交権は布令二六号の下での場合と同様

に因交権に認められてゐるがその争議権の解決が

(三)重要産業におけるストンキの禁止

(布令二六号)

才一条の公衆の保健福祉もしくは安全に必要

重要な産業または業務の正當な懸念を拂けるようた  
 産業に参加しまたかかる行動を怠忽しもしくは煽動し  
 又はならぬことし「この規定を故意に侵害したものは有罪と  
 して五日以下の罰金又は二月以下の懲役もしくはこれを併科  
 する」と定めてゐる。本条に「重要産業又は業務」とは  
 本条(c)項によれば  
 水道電氣又はガス供給事業  
 口運輸事業  
 郵便電信電話又はラジオに關する事業  
 二老朽施設の運営及び維持に關する事業  
 大企業及び公眾衛生事務  
 前記の諸事業運営のための又はその他の既設政府  
 機関のための石油製品の供給事業 但し、もつて個  
 人消費の爲の石油製品の供給にだけ關係しては右  
 の供給施設又は事業を除くものとする。  
 此レが工場施設の運営及び維持並に此レが此レ  
 の製品の供給に關する事業

大その他合衆國及び琉球列島の安全に關する基本  
 方針に基いて高等弁務官が重要なるものと宣言す  
 る産業又は事業  
 と規定すべし。このような広範な規定は母法たる「**第21  
 条**」下の「通商に影響を及ぼす産業における國家緊  
 急事態」に對するたゞの政府の措置(「**第26条**」に基  
 く大統領の調査員会の任命と「**第21条**」の條に  
 基くこの調査委員会の報告受理後裁判の争議差  
 止命令の発布)に求めらるることから、しかしながら  
 両者はその規定構造が全く異なる。むしろ布令「**21号**  
 に「重要産業は民衆衛生及び労働関係調整法に  
 關する公衆衛生に近いか労働関係調整法に由つては  
 公益事業における争議行為を決して全面的に禁止  
 してゐる。これは二日間の冷却期間をもつて之を打ち  
 止めることを禁止してゐるにすぎない。しかも布令「**21号**  
 の「**21号**」に於いては、労働関係調整法は、尚、**21**

条の(1)の規定は、重要産業に指定されたいがたが  
 一九六七年四月一日、全軍労のミルク、プリント支部が選  
 職金制度を要求してアトに入ったとき、いきなり重要  
 産業の範囲を拡大してミルク、プリントを重要産業  
 に指定した。ミルク、プリントはオ四権雇員で重要産  
 業に指定される前には、アト権があった。  
 (総合労働布令)  
 総合労働布令のオ二条三六項は「重要産業とは、米  
 國軍隊の活動、部隊もしくは部隊又はその他の米國政府  
 の代行機関、施設に対して業務もしくは生産物を直接  
 又は間接に提供する次の産業」といって加の上に定  
 めてゐる。  
 水道、電氣、ガス、油脂製油  
 ① 軍用航空輸送並みに米軍要員、子弟、通字用及び  
 軍隊用の陸上輸送  
 ② 軍務、政府所有のミルク、プリント倉庫及び重要  
 産業を振成守るためにミルクの重要産業が必要と

する機器の運営維持  
 ① 軍病院、公衆保健事業、施設及び機器の運営  
 維持  
 布令二六号との違は、指定は、夜上の具体的な規定し  
 ることである。初之は、布令二六号のよでの「運輸事業  
 が総合労働布令では「軍用航空輸送並みに米軍要員  
 及び通字用および軍隊用の陸上輸送」としてゐる。  
 郵便、電信、電送又はラジオに關する事業が削除さ  
 れてゐることは前述である。  
 布令二六号でみるには、問題点は「重要産業が必要と  
 する機器の運営維持」「施設及び機器の運営維持」と  
 の場合に医療業務に直接、夕夕としてゐる労働者に限ら  
 ず、ミルクの事業の施設運営維持のための清掃婦などの  
 アト権も禁止されるおそれがあることである。更に布令  
 二六号同様にオ二条三六項の後段で「その他重要力も  
 のとして民政官が指定する産業」という項目をつけ  
 加えることを志来しては、点も注目すべきであろう。

④ 合衆国用地における労働活動(布令二六号)と

非合法活動(総合労働布令)

(布令二六号)

布令二六号オ二六条は「米國政府の占有又は使用する地域において労働争議を遂行するたに暴カ又はビクマイクの形での労働活動をしてはならない。本条の規定は緊急に違反した者は有罪を五十四以下の罰金又は六ヶ月以下の懲役もしくは之れを併科する。」二条項は「労働の基地の特殊性をそのまき労働法に反映したものでタフ・エール法にはもちろん同様が規定はない。」この規定は米國軍基地又はその周辺において行われる労働争議に基く労働活動を全面的に禁止し暴カ行使はともかく一般的に合法とされるビクマイク自体も特定地域において許さぬ旨のラフ地助教授にみれば「米軍用地の広大がこと着在決業者が多数存在することにより」この規定は著しく組合活動を制約してゐることは否定できない。とりわけ基地労働者の大

半を占めるオ一種被用者、彼らは雇用主体である米國統治者に対してストライキ権が大幅に制限されまたは禁止されてゐる。ところで「争議の場合」が奪取れるとものにビクマイクといふ最も重要なアピールの手段が禁止されることは労働対等の原則が見失われるところか使用若(軍)による労働条件の一方的な決定の状態に置かれることによつて「手も足も出ない状態」に陥ることを意味する。更に本条の違反が罰則をもつて禁止されてゐるとは、基地労働問題が、そのまき基地治安問題にツながるものとして取り扱われ、このことを意味する。(回弁邊)

中絶報告書)

(総合労働布令)

総合労働布令の公布後、最も論議をよんだ個行である琉球政府は「すべての一般市民にこの行動も禁止してゐることは日本國憲法オ二条、基本的人権の享有、オ三条、オ三条の法意を無視した非民主的規定であり、更に

大衆銀行政命令オ二部に違反しオ二部に保障され  
た「基本的自由権」の侵害であり労働立法の域を越え  
た私法立憲的性格が濃厚であることが指摘して  
いる。条文の10条で付するものは若し單又は重要産業  
の活動を阻害することを目的として又はそのような効果  
を伴うビクト、集会、示威運動を行つたことは明白に  
禁止される。かかる若し労働組織又は労働組織の  
代表とせども、被用者がその雇用の場所へ立ち入りす  
ることをいかなる手段によつても妨害してはならず、又  
單事基地、指定重要産業の活動、あるは米國政府の  
管理下にある土地の上で遂行される仕事を阻害する  
ことを目的として又はそのような効果を生ずる他の活  
動に従事してはならない。既にオ一六条及びオ一七条の  
手続をに依つて行われる場合は、自由を目的として  
行つた労働不振恢復を起すの根拠とはならず  
い」と併せており、更にオ四十二条(罰則)は、その旨で得た  
オ一〇条の規定により明白に禁止される行為をなし

死者は断罪の上一〇〇ドル以下の罰金もしくは二年以下の  
禁錮又はその両刑に処する」と規定している。  
布令二六号のオ二十六条の規定は、また労働法規としての  
性格を失つてはいない。ところが、総合労働布令のオ一〇  
条は労働法規としての範圍を逸脱し、單または重要  
産業の運営を妨害する目的があるはその効果をもつビク  
ト、集会、デモを「すべての人」に於て禁止してゐる。そしてミ  
ネソテ、すべての人、が單關係労働者だけに於て文字通り  
すべての人を意味するものであることは、すでに米國民政府  
にも明言してゐる。更に注意すべきことは、  
地域的制限がないことである。米政府は、この点に於  
ても雇用材料を托しているところからして、米軍施設と解し  
てゐる。従つて米軍用道路である馬線などの適用下に入  
ることに依り、軍の安全保障の面からオ一五条の目的の  
ピラのみにあらず労働運動や復帰運動のテモにも拡大  
適用されるおそれがない。日争連の見解でも「お  
よそ集会、示威運動の行為は文明社会の確立された

法原則たる思想表現及び集会結社の自由に基くもの  
であり、明白な直接の危険の時に限り、これを制限する  
ことは許されず、しかもかかる規定はただ単に「重  
及び重要産業の活動妨害の目的」ならしめるのより、効  
果を伴ふことの妨を要件とし、しかもその文言付きわめて  
具体的かつ狭く、あつて、抑振解振のおそれがある  
に過ぎない」と指摘している。尚、争議権のどうも示され  
ように、この規定でA種被甲者ももちろんのこと、B種被甲  
者に対しても争議権が事実上否定されることも予想さ  
れる。

(五)労働関係委員会制度(布令二六号)と労使関係委  
員会(総合労働布令)

(布令二六号)

布令二六号第三条は「労働関係委員会」に於て是の  
了りか。第一条第三条の構成より五人で構成し、布令二六号  
第三条では六名を以て構成され、その内訳は琉球政府行政  
主席の推せんによる三名の琉球人委員と了りか陸軍空

員及び地域工二五三下から各學司令官推せんによる三名の  
委員とが琉球民政副長官によりて任命されることになつて  
いる。この委員会は労働関係委員会の事務執行に必要  
な規則規定の制定・改定・交廃の権限をもつておこなはるが、布  
令二六号(第四条)の規定は、<sup>各件に於て</sup>第一条六条と同様であ  
る。しかし、第一条第三条から第五条にみられる委員会の  
事務局構成並びに職務に関する組織規定委員の任  
期身分保障が布令にはみられ、忘れ去るべきである  
と、金沢大学の佐藤助教も指摘し、その理由を「九五三号  
布令二六号制定以来そのことが問題としてあつたこと  
畢竟労働委員会が設置されても十分機能してゐるは  
思われ、かつである」と述べている。そして更に労働委  
員会が設置されてゐるとは、現実には機能しては、依  
つて現状は前述のように中視の基地労働者の労働基  
本権が全く否認されてゐる現実と関係があると考へる  
ことができ、不当労働行為救済申立ものような形で  
おこなはれてゐるから、別にあつては、個別的事

情処理程度のものであるが、ただその個別苦情処理申立も  
向う側が拒否すれば、取目正か否極めて恩惠的性格の  
ものに符る可能性がある。この点労働基本権の回復に加え  
之布令で定める労働委員会設置によるオランダが労働  
問題の解決が、琉球側委員の身分保障規定の整備  
事務機構の整備とともに望まれるのは当然である。この  
点、島内労働関係規制のために存在する労働関係  
委員会制度が極めて性格のあまなさまに残されて  
この点、基地労働関係の特色ともいへるもので、従属  
的労働関係の表現ともいえることができる。と指摘して  
いる。(并繩における労働立法の問題点)

(総合労働布令)  
総合労働布令の特殊関係委員会はオランダ三條で委員長  
の構成員を三人とし、一人は民放官が選ぶ、一人は委員長  
及び主生審判官の役割を果す。一人は使用者が選ぶ  
一人は労働者側が選出する。各委員は二票決権を有し  
裁決は多数決をもってする。此布令により、軍側一人、労

働者側一人、公益一人の三者構成に付する。  
総合労働布令での公益員の選任は民放官にあること  
から、米国側が三分の二を占めることにより、委員会の公正  
な運営が期待されたい。更にその母法である  
オランダ三條からオランダ五條にみられる委員会の事務局構  
成並びに職務に関する組織規定、委員の任期、身分保  
障が同総合労働布令にみられる。この点布令一六号と  
同様である。  
(六)政治献金の制限  
日民政府の布告布令指令その他琉球列島の法律に基づき  
設立された志人が政治上の官職への選挙権として政治上の  
官職への候補者選出のための予備選挙、政治集会又は  
政党幹部会に関連して寄付し又は経費を支出すること  
志人又は労働組合が政府職員、投票選挙権として前記  
官職への候補者選出のため、政治的集会又は政党幹部  
会に関連して寄付し又は経費を支出すること並びに候補



者 政治委員会その他の者か 本条の規定により禁止され  
に寄付又は出資を受領することは違法とする。本条に  
違反して寄付し又は経費を支出した者人又は労働組合  
すべし有罪とし五十円以下の罰金に処せられ又法人の役  
員又は取締役若しくは労働組合の役員で本条の規定に  
違反して法人又は労働組合の寄付又は経費の支出に同意  
しし者は有罪とし一以下の罰金又は二年以下の懲役  
若しくはこれを併科する。(オ二十三条)

(総合労働布令)  
「かかる使用者または労働組織と、スゴも公職に就く  
者を選出する琉球の子補または総選挙に関連するもの  
しは琉球列島において公職に就く候補者を選出するた  
めに開催される琉球の政治大会又は集会に関連して献金  
の支出をしてはばらばら、かかる候補者、政治委員会  
及びかかる者も、本条項で禁止する献金を受けし者  
ならぬ」と(オ二条)

総合労働布令の十一二条が即令二条の二十三条も  
391

これそれが母法として、米国の「志オ三、四条を参考  
にしたものである。問題は二の下の規定が米国内では  
ともかくとして社会構造も労使関係も、さうしてさう  
中絶や本主で、女当するからである。本土に於いては、二  
まうな規定はない。米国の公務員並びに身分保障が、  
された上での労働組合の政治活動を制限するので、あ  
れは、納得も出来ようが、現在の労働条件と争議権禁止  
の下では、民主的の手続きによる福祉の向上を求むるた  
め、その政治的諸権利は尊重されるべきであり、政治献金  
の制限は好ましきものでない。

(エ) その他の問題  
総合労働布令が単関係労働者の権利面で布令二六  
号をいくらか改善した点も、なほ、  
二ツが制は依然として否認されたままである(同布令の  
オ二五条A項)が、布令二六号の下で全面的に禁止さ

かいたケクオフ(組合責天引キ)はクムバトシ去ハ  
カニ一定の条件で認めるようにしている。同布令のオ  
(一五条B項)

布令二六号にびられ行カタル新し規定としては総合  
労働布令のオ二四条(項で發言備員及び警察官のみ  
をもて一単位を代表するとし)發言備員及び警察官又  
外の者を加入させてはならぬと規定してゐる。更に監  
督者に之の総合労働布令オ三三條(項は監督者だけ  
組織する労働組合に加入した場合にのみ一般の労働組  
合としての権力が認められると規定し)一般の労働組合へ  
の加入が禁ぜられてゐる。

その他総合労働布令の問題点としてオ三二条(労働  
組合の不当労働行為)オ六条(労働組合の報告義務)  
オ一六条オ一七条(団体交渉通知の仲裁手続)等が指  
題でありますがすでに兼球政府の撤回要請文で三項  
目にもたつて指題が打たれてゐるばかりでなく、他の関係  
団体は個人に於ける詳細な説明がなされてゐる。三三に  
おける留置点外(項)とは世の研究資料に於ける如き。

### IV 今後の課題 - 間接雇用制度の採用

間接雇用制度は、二州を以て現地の中産階級の関係団体  
政党が之に對することに幾度となく提案をして之を、先年百  
五十のオ三十九回立法院臨時議会で自總合労働布令の撤回  
と労働基本権の確立に關する要請決議(「軍國派労働者を  
間接雇用に加ふる之の民法を適用して之を義國家の人民が  
なすに享受する労働基本権の確立を以て之を強之にせしむ

事。一皆 全会一致で可決したる。

「もし米國側は、今の段階では間接雇用制にすべきことのみ  
を法を適用するにともなふ理由を言明して、

一方、たのみの一つである本土政府側は、中産階級  
の利益を理由に難色を示して、三。床次総務長官(六七年

五月八日)に中産特別委員会に「軍國派労働者の間接雇  
用については、現状では本土並みにすべきは、困難な多し

種極的に検討したい」と答弁して、

確かに、中産階級は米國側にある問題は、中産の軍國派労働者

に対し本土駐留軍労働者並びに本土政府と米國政府との  
 労働基本契約を結ぶ労働者を米軍側に提議するといふ制度は  
 困難が多いであらう。しかし米と神護の日本に返還されること  
 は既定方針であり、三、五年後は返還が実現し、その事  
 加湖に現在、神護の軍需労働者の同接雇甲制度を本土政府  
 がどう間接雇甲制度とすることは出来なくとも、神護の現状に即して  
 千での雇甲制度を再検討する必要がある。  
 立法院の桑廷朝率議員九十九年百二十五日の記者団との懇話  
 の中で間接雇甲制度に關してをわけて二、三ヶ條提議を述べ、  
 すらわら、「琉球政府の介入する軍用地の賃貸契約制度と同じ  
 三、四ヶ條、労働者琉球政府が仲介して米軍側に提議する。労務  
 賃金は、米國が主要部分を受け、琉球政府が管理し、二、三ヶ條  
 支給するといふのである。恐らく現存のよな表往系のものに  
 は、二、三ヶ條の桑廷朝にのみ限る種での琉球政府による間接雇甲  
 制度もその現実を即して実現可能な方法を思ひ出す。同  
 提議は多数の同調者を得ており、加ふがごとく神護との  
 間接雇甲制度のあり方を獲得すべきの暫定的措置として後

討したい。  
 (一) 本土における間接雇甲制度  
 本土において間接雇甲制度が実現されたのは、一九六〇年六月  
 十三日発効の安保条約にともなう地位協定の取極めによる。  
 すなわち才土系二の四項で「現地の労働に対する合衆国軍隊各  
 と才土系に在る諸機関の需要は、日本國の当局の援助  
 を得て充足される」となっており、「日本國側は、下り方合衆国  
 軍隊が日本國內において使用するにわ、下り方側が随時要求す  
 る場合に地位協定才系に在るに在りて、合衆国軍隊の構成員  
 軍需又は米兵の家族以外の者は、通常日本國に居住する者  
 (船員を除く) 等の契約に在る種定居住条件に於ては提議  
 する(労働基本契約才系) 二に在る。才土側は  
 米軍が日本人労働者を雇う場合、看做して日本政府の同  
 接雇設有を連する間接雇甲に改められたわけである。  
 旧安保条約の行政協定は、P、X、農業、社交、ク、劇場  
 新聞など米國政府の救出外資金による諸機関は、直接日本  
 人労働者を雇ふこと、新協定は、この場合も同接雇甲

を適用する間接雇用制に改められた。このため、本来の雇

主の場合の保障がなくなった。これらの労働者も猶ほ日本  
本政府の保護を受けよう。契約に際しては、必ずしも相手方に不利  
な条件で雇われる心配は一概に有る。

現在の居留軍団係日本人労働者は、一般に次の三つの片一  
に分類される。

(4) 防衛施設を直通して、居留軍に雇用される者(1)に比  
較して、居留軍の契約担当者との間に「労働基準契約」が  
結ばれている。

(4) 防衛施設を直通して、居留軍の系外資金による諸機関  
に雇われる者(1)(2)に業員)——居留米庫司令部  
の間に「諸機関労働協定」が結ばれる。これは資金協定  
のみに限らず、本格的な事項が定められている。

(4) 軍人雇用の個人雇用人(ハズル、ハズル、ハズル)  
——この者は、必ずしも居留軍労働者のみならず、  
かり、この協定の対象に属しない。

「労働基本契約」と「諸機関労働協定」の契約に基いて

提供される従業員に対しては、日本国側が法律上の雇用  
主として任命、常用従業員の労働条件、資格、協定等設  
定、留連期間短縮、望みの基本給表への改善、転任、出動

停止、雇用の終了、その他従業員に対してとされる。この  
人事措置は従業員に通告し、実施するに過ぎない。

この従業員の直接の監督、訓練、指導、統制などは、主  
として行われる。

就業規則及び雇用条件については、労働基本契約より  
派生し、次のように定められている。「この契約中の労働協定は  
就業規則及び雇用条件の基礎となるものである。各個人  
(日本国政府)は、自側(下)より同意なくして、この協定、  
交渉及び事前の文書による同意なくして、この契約に基

づく協定を結ぶ就業員の就業規則若しくは雇用条件又は  
就業条件を定め、又は変更しないものとする。両当事者は  
か合意した就業規則及び雇用条件は、この契約に基いて

提供される従業員が勤務する全職に、白英西文を公示

すものとする。

労働基本権について

この3の強留軍関係者には、労組組合及び労

務委員、労組関係調整委員の3級を適用する。(自米連後協

定水二条五項) したがって、労組三法を認めるとは、

軍艦は軍関係労行者にも当然保障すべきであるはず

に軍事的性格の面から交際には、地位協定の三条、すな

わら「合衆国は、~~非排他~~施設及び区域内において、米

の設立、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を

とるべき」という規定によって基地内の労組組織は

承認されている現状である。もし労組争議の基地内を拘束

発生した場合、次のような手続をとらねば、日本国政府は

「必し、直ちに米に属するすべての権限を干り、力側に直接

する」と(労働基本協定六条)、<sup>た</sup>「この契約の定

めがある場合を除き、この契約の下に発生する争議は、合意に

より解決すべし、この本条の定めを手続に從てて裁定すべし

自日本国側から申請が行われたものは、すべて自米合協

委員合議の最終的に決定する。(労働基本協定水条) ことに

合して、自米合協委員会の紛争に対する裁定は、最終的かつ

決定的のものである。申請が行われない場合には、干り力

の代表である契約担当者による最終的かつ決定的労務争に

文する決定が行わぬ。労働基本協定に基いて、競争の最

後の決定が行わぬことは、日本国側は、契約担当官の決

定に基いて労働基本協定の履行に努めることとしている。

その他、因交際については、「日本国政府は、法律上の雇

主として、日本国の労務協約に關する交渉を行うことの責任を

有する。この交渉は、すべて防衛施設庁長官又は、<sup>た</sup>代表者

が、この契約に基いて提議される従業員、労務組合の正当

な代表者と直接に行なうものとする。」(労働基本協定水条)

とあるが、交渉相手は日本国の労務協約に從て日本国政

府との間で行われる。

地位協定でもとも問題となるのは、保安解雇である。

行政協定では、その保護措置は、米軍側の一方的な解雇

が述べたように、地産協定は、その保護措置を新しく定め  
 た。また、地産協定の<sup>（1）</sup>大項では、米國側が保安上の理由  
 として各自で労働者を解雇することを予想して、合意就事  
 業の門の<sup>（2）</sup>規定は、合意口軍隊が雇用して、施設を区域  
 内の<sup>（3）</sup>軍艦の<sup>（4）</sup>安全上の理由による解雇の場合の  
 適用法を<sup>（5）</sup>規定し、労働委員会、労働委員会、労働裁判所  
 による<sup>（6）</sup>決定の場合、労働委員会が解決するに協議する  
 ことである。しかし、10日以内に協議が整わない場合は、契約（見  
 金）<sup>（7）</sup>（最高5年）を<sup>（8）</sup>支払うことが、米國側は労働者  
 員会、裁判所による<sup>（9）</sup>決定を<sup>（10）</sup>無視して解雇して労働者の被害を  
 防止することを<sup>（11）</sup>出さる。この<sup>（12）</sup>規定は、保安解雇を  
 認めざるを得ないために、この<sup>（13）</sup>際の<sup>（14）</sup>条件を定めた受協助  
 金措置のことである。  
 「労働基本契約」による保安解雇は、次の場合に行われ  
 べき。  
 「（A）改進黨が地方自治（ガバナー）若しくは、議院行為  
 を行ない、軍艦の保護に關する諸規則に違反し、又はそのお

ための企画若しくは準備を怠ること、（B）従業員が  
 合衆国軍隊の保安に直接的に有害であると認めら  
 れる政策を採用し、又は支持する破壊的団体又は会  
 構成員であること、（C）従業員が（B）に決める諸活動に  
 従事する者又は（B）に決める団体若しくは会の構成員  
 合衆国軍隊の保安上の利益に反して行動すること  
 結論を正当ならしめる程度まで常習的にまたは  
 密接に連繫すること」（オ九章五）  
 （B）飛球政府による間接雇用制度のあり方  
 本主における間接雇用制度は地位協定によつてその  
 大ニが決められ、それに準じて「労働基本契約」と諸機関  
 労働協定」が結ばれているわけであるが、では本主における  
 のような形での間接雇用制度が神羅でも可能であるか  
 神羅では現在、すでに記述したように、米大統領行政命  
 令オ九章二三号と諸布告、布令など米軍側立法と飛球政  
 府立法院による立法化された民主立法とを併せ、<sup>（15）</sup>並

政権が米國側にあるためにすべての軍側による端布吉布令規則がとら優先適用される。従つて本土政府による間接雇用という制度をとる場合、本土政府が直接、神纒の行政面に干渉することになるのである。日本の行政権が及ばないことから相対的な困難が予想される。それだけでなく日本政府による間接雇用制は安保条約を締結することによってアメリカ側に軍事基地を提供したことから生じたものであり、安保条約の適用下には、神纒として米軍に労働者を提供するという法的裏づけは存在しない。現在の状態は民間の企業と同じように米軍として使用者とそれに労働義務を提供しようとする労働者側とが個人的に雇用契約を結んでいるだけであり、又そこであれば、軍事関係労働者に対して何ら保障がなされてない原因があるのである。従つてこのように、神纒で復帰前に日本政府による間接雇用制にすることは、それらと並ぶかといえよう。

~~母~~ある米政府による間接雇用制で神纒で可能なる方法として

甲制が考えられるか否か  
一

場合に予想される困難。すなわち琉球政府の能力の問題、アメリカ側がたずかるかどうかの問題を考へた場合、復帰の方がむしろ早くなるのではないかとの見方もある。我々としては、現在の法体系のもとでも充分実現可能だとして、軍事関係労働者の身分保障の確立と、離職者対策を政府の責任で推進して、もつたためにも早急な解決が必要だと考へる。

アメリカ側がたずかるか否かの問題であるが、アメリカの国内法の規定には間接雇用制度にする場合の相手側負担の要件としての独立主権国家であること、相手側負担の維持の機能維持のために充分にサテライトとしてあることの場合に限って認められる。しかし我々として一九六七年度の佐藤・ニクソン会談において、神纒が日本を含む極東の安全に充分な役割を果たしていること、基本的認識の上に立つて、神纒を日本に返還するよう取次めがなされていることを間接雇用制度の可能性の

根拠にしたい。すなわち抑々日本に返還されることは、すでに日米間の合意事項であり、しかもそれは今年にも時期が取決められようとしている。従つてアメリカ側としても日米共同声明に基ついて本土と神羅の一体化の促進の面からも協力して、いづれであつて独立主権国家間云々は該当しないといふ。

よつて琉球政府の能力の問題であるが、米民政府は現在の琉球政府では間接雇用制にするには不可能だといつてゐるが、果してさうであるか、能力の問題でなく、現在の政治体制に問題があるのであつて、琉球政府にそれだけの権限が与えられれば可能だと思われ、大蔵銀行政令令才二部でも「民主主義の原理を基礎とし、かつ健全な財政機構によつて維持される能率的な責任ある政府の発展を助長し、琉球列島住民の福祉及び安寧の増進のために全力を尽す」とは、国防長官の義務にほゞてゐるのであり、側は琉球政府の発展を助長する意味で、琉球政府にそれだけの権限を与へ間接雇用制を実現す

べきであらう。

一九六五年九月十七日に中止になつた労働局規則才二十七「米國軍隊及び軍関係雇用者に雇用される者の登録及び採用証明書の効力」では労働局で軍に雇用されようとする者の手続をとるになつてゐた。ところが実際には「軍の各部隊ごとにある雇用事務所や職安などで、これが行なわれたために単なる形式的なものになり、労働局雇用事務所は民政府の依頼によつて雇用者に対する身元調査程度を委任されたにすぎなかつた。過去にこのようになつては、あるが、琉球政府がある役割を果したこともないので、琉球政府による間接雇用制度は、その権限の拡大と能力の向上の面ともあひま、つて決して不可能ではない。

次に間接雇用制にしなければならぬ理由であるが、二、まず(1)に法的側面から見た場合、抑々という同一法域内二つの労働法が存在することが不自然であり、民主主義までの研究を通じて、次のようなことが考えられよう。



の理念にも反して(三)に  
 (二)に單閑係労働者の手続権を否認され労働基本権が制約を受けているにもかかわらず、それに対して米政府選邦公認員並みの身分保障がないこと。  
 (三)に今後返還に際して基地が整理縮小されると思ふがその際の多数出ることか予想される失業者に政府の政治的対策が要求されること。  
 (四)復帰の準備体制をどの一環と取り扱うこと  
 (一)のような間接雇用制度の必要から次のような形で琉球政府による間接雇用制が実施されるより提案したい。

その方法  
 沖縄はもともと労働協約は適用されていなし従つて地位協定に基づいた労働提供を琉球政府側が義務づけられるものである。便宜上、單閑係労働者に対して琉球政府がこの雇用主となるにすぎない。すなわち米軍に雇われようとするもの退職しようとする者は、守へて琉球政府を通じてその手続が好まれること。それらの者に対する労働賃金

は米側から委託を受けて琉球政府が支払いを行はうものである。しかも琉球政府による間接雇用制度も本土の諸関係法令を参考にすべきだし、又労働者の身分保障も当然それに準じたものでなければならぬ。  
 (一)したがって、まず琉球政府とアメリカ側とが労働力の提供に関する基本的合意事項を取決める必要がある。  
 (二)本来ならば日本政府がその責任において取り決めるべき行為、琉球政府に間接雇用をせよという形式が望ましいがこれには相當な時期を要するであろうし、担保条約との関連で論議を呼ぶに於て理想がある。暫定措置としては好ましからぬ。  
 (三)沖縄に單閑基地が存在することは既成事実であり、これから交換公文や協定を結ぶ基地を貸与、設定するなどの趣旨のものではない。したがって本土における基地提供の意味の合意事項ではなく琉球政府の援助を得て米軍側は労働者を充足する旨の承認にとどまること。

1. 業務の分担  
琉球政府と米軍側とのそれぞれの業務の範囲は次のとおり

協約の内容

- (1) 基本的合意事項に基づいて軍関係労働者の業務規定は賃金及び身分保障を本土の労働基本契約と諸機関協約に準じた形で協約を結ぶことになる。
- (2) 協約は基本的合意事項と別個、独立の協約によるものとする。その際、基本的指針として  
① 協約は基本的合意事項と別個、独立の協約によるものとする。  
② 協約は基本的合意事項と別個、独立の協約によるものとする。  
③ 協約は基本的合意事項と別個、独立の協約によるものとする。  
④ 協約は基本的合意事項と別個、独立の協約によるものとする。  
⑤ 協約は基本的合意事項と別個、独立の協約によるものとする。  
⑥ 協約は基本的合意事項と別個、独立の協約によるものとする。  
⑦ 協約は基本的合意事項と別個、独立の協約によるものとする。  
⑧ 協約は基本的合意事項と別個、独立の協約によるものとする。  
⑨ 協約は基本的合意事項と別個、独立の協約によるものとする。  
⑩ 協約は基本的合意事項と別個、独立の協約によるものとする。

57

琉球政府と米軍側とのそれぞれの業務の範囲は次のとおり

- (1) 協約は基本的合意事項と別個、独立の協約によるものとする。  
① 別段の合意のない限り、凡労働法たる労働三法を遵守してすべての通常の管理及び監督上の権限を行使し、かつ責任を負う。  
② 職位及び従業員の数、種類及び責務を決定する。  
③ 職務定着者の適否を決定する。  
④ 個々の職位の格付けを決定する。  
⑤ 就業記録を保持する。  
⑥ 従業員の配置、監督管理及び訓練を行う。  
⑦ 性別、昇任及び雇用の解除を発議し、その手続をとる。人事措置通知書は別に付属書に定めることにより、米軍側が人事措置を終了する前に正式なものとするために琉球政府側に提出されるものとする。  
⑧ 必要な場合には労働組合又は従業員団体と協議を行なう手続をとる。  
⑨ 必要な人事記録を保持する。

58

⑫ 給与規定 諸手当規定及びそれらの改定に関する提案を  
琉球政府と調整を行って検討する。

⑬ 琉球政府側は

① 協約に基づき諸機関の要求に於いて適格応募者を差し  
向ける。

② 附属書に定めるところにより、米軍側の要求に基づき、人事措  
置を正式なものとする。不利益措置の場合には、この手続は附  
属書に定めるところにより、両当事者の協議の後にとられる  
ものとする。

③ 協約の規定に基づき諸機関に勤務する従業員に關す  
る争訟の当事者となる。

④ 労働組合又は従業員団体との交渉を行ない、

⑤ 琉球内の法令により、控除すべき諸税および社会保険料を

差し引いて従業員に給与その他の給付の支払を行ない、

⑥ 給与規定 諸手当規定及びそれらの改定に関する提案を

米軍側と調整を行って検討する。

⑦ 社会保障並びに保健及び医療の給付が琉球政府の法令  
により、かつ協定に定めるところにより行なわれるよう措置  
する。

又協約に以上の業務分担の他、下記の内容に分けられよう。

① 募集 選抜及び配置

② 人事措置

③ 職位の格付け

④ 諸手当

⑤ 給与の管理

⑥ 就業計画

⑦ 休暇

⑧ 従業員の行爲

⑨ 保安上の危険

⑩ 雇用の終了

⑪ 人員整理

⑫ 苦情処理手続

※協約の内容を取り決める際の特に留意すべき点

- ⑬ 褒賞
- ⑭ 社会保険
- ⑮ 医務
- ⑯ 安全及び衛生
- ⑰ 従業員の福利
- ⑱ 行及び従業員の輸送
- ⑲ 管理
- ⑳ 争訟に関する手続
- ㉑ 切替手続

(注1) 身分保障及び労働基本権が并程の特殊的地位から

不利な協約にならないうし本土並みの搬を堅持すべきである

(注2) 軍関係労働者の身分は琉球政府の公務員に準じたる

により現在までの職歴及び技術、賞金等の身分は継続

して保持されること、復帰の際本土政府による間接雇用制

度に行き、それもそれは当然継続保障を預けなければならない

(イ) 間接雇用制度への切替えとともに、政府の責任において

軍関係労働者離職者の就職斡旋がはからなければならない

たらない。

※上にあげたかたちでの琉球政府による間接雇用制度は

いく基本的な条件にすぎない。しかし軍関係労働者の保護

復元への順調な移行と、この点では必要欠くべからざるもので

ある

(ウ) 離職者対策は、それを實際に政府の責任で行うには

相当の労働と金銭的うらづけが必要であるが、その他のものは

きわめて容易に実現しうるものと考える。

いさすがに

アメリカの坤繩統治はすでに二十四年においてより、軍事基地は刑事裁判権、人権問題、基地公害、経済の偏向性など様々な問題の原因をなしている。軍閥係労働者の問題も坤繩の特殊的状态すなわち日本の施政権が及ばず、(軍事基地である点から生じたものであった。

これらの諸問題によつて坤繩県民が本土同胞にないものである。その意味では、施政権返還によつてこれらの諸問題の大半が解決されるものとする。

時に軍閥係労働者に関しては身分保障が充分にない。戦前には、軍閥係労働者が戦後この方一環して制約を受けており、それが本土における駐留軍労働者との労働条件の差と相違が出てきている。

労働基本権を米國政府公務員並みに制約しようとする。それは当然、米國政府公務員並みの待遇改善と身分保障が要求されるべきである。そのようは身分保障がなされないので

布令により、米國政府公務員と同じく権利面のみをきつて制限規制すること。結局、基地に働く軍閥係労働者に対し、単に権利は奪の面においてのみ米國政府公務員と同じの負担をしろものであると言わねばならない。

統合労働布令は立法院の野議決議文にもあるように、(令一六号より)も労働基本権や基本的人権を侵害する

を侵害し、労働法の領域を越えて軍閥係労働者以外のみならず、軍閥係労働者の生活の安寧と福祉の向上は二義的の意味しかもたない。

軍事基地維持のための治安維持法的性格を強く打ち出した同布令は、日本國憲法はもちろんであり、国際人権規約等にもおけるものである。

坤繩が米國の統治下に置かれてからの米國政府の

自治権の拡大に伴って、米民政府による布告、命令は、  
 改廃が行なわれ、あるいは民主立法化が進められてきた。今回  
 の統合労働命令の公布はこのより前時代の流れにも逆行す  
 るものと云われはなかりぬい。  
 前にも記述した通り、井繩を日本に返還することは  
 直に日米間の合意事項であり、今年にも返還の時期が  
 と見ゆられようという時期にまでいる。このより前に本  
 土のあらゆる面での格差をとりぬき、その準備体制を  
 ととのえることは、我々にとりて緊切なる課題といえよう。  
 この意味でもすでに明らかにした次の軍関係労働者の地位  
 改善を復帰までの暫長措置として早急に実施されるべきで  
 ある。  
 二 統合労働命令をすかすかめに撤回すること。  
 一 米球政府による間接雇用制度の採用にかんする軍関係労働者  
 にも民主立法を適用すること。  
 一 軍関係労働者の離職者対策  
 一 米民の問題解決は現在の米民政府の命令の枠内でも

米國側の理解と協力があれば充分に実現可能である。  
 米國側も現在のよりな法制度のもとに井繩を支配しつづける  
 とは、もはや賢明な策とはいえない。  
 日本國憲法前文でも「われわれはいずれの國家も自國の  
 どのかに専念して他國を無視してはならぬのであって、政治  
 關係の志則は自國の主權を維持し、他國と對等關係に立た  
 んとする各國の責務である」と信ずる。とおいさかに宣言  
 している。  
 我々は軍関係労働者の問題が一日も早く改善される  
 ことを切に希望する。

本信 諒内番 ファイル  
(11)

極秘

アメリカ局長  
参事官  
シムズ

公 信 第 56 号  
昭和 44 年 8 月 6 日

外 務 大 臣  
櫻 知 榎 一 殿

日米琉球間委員会日本国政府代表

高 瀬 侍 郎



沖縄内部の政治及び労働運動（含学生運動）  
について

先般宴席において USARYIS Knowles と面晤の節、同官より沖縄内部の政治及び労働運動（含学生運動）の概観なる点について情報少なく、判断に苦しみおる旨の発言があり、本使より右を援助する為に事務所大森との連絡方を Suggest し置きたる経緯あり。右結果として、8月2日両人の会談が行なわれ、大森より別添の報告提出されたるにつき内報す。（本件については若干概観なる点もあり、本使より貴大臣宛公信として報告したものである。なお、本朝空軍司令官離着任式において Knowles と面会したる旨、本件会談につき感謝し、今後とも随時これを行ないたい旨懇請するところがあつた。）

日 本 政 府

1849

Vertical administrative stamps and markings on the left margin.

Vertical handwritten notes and stamps on the right margin.

極秘

公信第56号別務

秘. 5. 2

Knowles 政治顧問の地位

—— 高等警察官閣下の地位と整理 ——

高等警察官政治顧問 (political advisers) Mr. Knowles

10.1日 当所下森警察官に報告。最近の政治情勢

に關し事情瞭解の地位に關し、最近の時間経過等

に關し報告あり。該顧問は最近の閣下當面

に對し報告するに當り、高等警察官閣下の地位

に關し報告あり。高等警察官閣下の地位

に關し報告あり。最近の閣下當面

に關し報告あり。最近の閣下當面

高等警察官閣下の地位に關し、最近の閣下當面

に關し報告あり。最近の閣下當面

に關し報告あり。最近の閣下當面

に關し報告あり。最近の閣下當面

日本政府

記

1. 最近の閣下當面に關し、最近の閣下當面

に關し報告あり。

(1) 高等警察官閣下の地位に關し、最近の閣下當面

に關し報告あり。

(2) 最近の閣下當面に關し、最近の閣下當面

(3) 最近の閣下當面に關し、最近の閣下當面

に關し報告あり。

(4) 最近の閣下當面に關し、最近の閣下當面

に關し報告あり。

(5) 最近の閣下當面に關し、最近の閣下當面

に關し報告あり。

最近の閣下當面に關し、最近の閣下當面

2. 最近の閣下當面に關し、最近の閣下當面

に關し報告あり。最近の閣下當面

日本政府





3. 上記の如く、労働者の権利を保障するに必要の  
 必要の人員を縮小し、(行方不明) 労働者  
 労働者を解雇し、労働者の権利を保障するに必要の  
 必要の人員を縮小し、(行方不明) 労働者  
 (二) 労働者 労働者の権利を保障するに必要の  
 必要の人員を縮小し、(行方不明) 労働者  
 (三) 労働者 労働者の権利を保障するに必要の  
 必要の人員を縮小し、(行方不明) 労働者  
 (四) 労働者 労働者の権利を保障するに必要の  
 必要の人員を縮小し、(行方不明) 労働者  
 (五) 労働者 労働者の権利を保障するに必要の  
 必要の人員を縮小し、(行方不明) 労働者  
 (六) 労働者 労働者の権利を保障するに必要の  
 必要の人員を縮小し、(行方不明) 労働者  
 (七) 労働者 労働者の権利を保障するに必要の  
 必要の人員を縮小し、(行方不明) 労働者  
 (八) 労働者 労働者の権利を保障するに必要の  
 必要の人員を縮小し、(行方不明) 労働者  
 (九) 労働者 労働者の権利を保障するに必要の  
 必要の人員を縮小し、(行方不明) 労働者  
 (十) 労働者 労働者の権利を保障するに必要の  
 必要の人員を縮小し、(行方不明) 労働者

七. 労働者 労働者の権利を保障するに必要の  
 必要の人員を縮小し、(行方不明) 労働者  
 八. 労働者 労働者の権利を保障するに必要の  
 必要の人員を縮小し、(行方不明) 労働者  
 九. 労働者 労働者の権利を保障するに必要の  
 必要の人員を縮小し、(行方不明) 労働者  
 十. 労働者 労働者の権利を保障するに必要の  
 必要の人員を縮小し、(行方不明) 労働者  
 十一. 労働者 労働者の権利を保障するに必要の  
 必要の人員を縮小し、(行方不明) 労働者  
 十二. 労働者 労働者の権利を保障するに必要の  
 必要の人員を縮小し、(行方不明) 労働者  
 十三. 労働者 労働者の権利を保障するに必要の  
 必要の人員を縮小し、(行方不明) 労働者  
 十四. 労働者 労働者の権利を保障するに必要の  
 必要の人員を縮小し、(行方不明) 労働者  
 十五. 労働者 労働者の権利を保障するに必要の  
 必要の人員を縮小し、(行方不明) 労働者  
 十六. 労働者 労働者の権利を保障するに必要の  
 必要の人員を縮小し、(行方不明) 労働者  
 十七. 労働者 労働者の権利を保障するに必要の  
 必要の人員を縮小し、(行方不明) 労働者  
 十八. 労働者 労働者の権利を保障するに必要の  
 必要の人員を縮小し、(行方不明) 労働者  
 十九. 労働者 労働者の権利を保障するに必要の  
 必要の人員を縮小し、(行方不明) 労働者  
 二十. 労働者 労働者の権利を保障するに必要の  
 必要の人員を縮小し、(行方不明) 労働者

1. 1950年11月25日，在東京召開了「全體委員會」  
 會議，討論了關於「全體委員會」的組織問題。  
 2. 1950年12月，在東京召開了「全體委員會」  
 第二次會議，討論了關於「全體委員會」的組織問題。  
 3. 1951年1月，在東京召開了「全體委員會」  
 第三次會議，討論了關於「全體委員會」的組織問題。  
 4. 1951年2月，在東京召開了「全體委員會」  
 第四次會議，討論了關於「全體委員會」的組織問題。  
 5. 1951年3月，在東京召開了「全體委員會」  
 第五次會議，討論了關於「全體委員會」的組織問題。  
 6. 1951年4月，在東京召開了「全體委員會」  
 第六次會議，討論了關於「全體委員會」的組織問題。  
 7. 1951年5月，在東京召開了「全體委員會」  
 第七次會議，討論了關於「全體委員會」的組織問題。  
 8. 1951年6月，在東京召開了「全體委員會」  
 第八次會議，討論了關於「全體委員會」的組織問題。  
 9. 1951年7月，在東京召開了「全體委員會」  
 第九次會議，討論了關於「全體委員會」的組織問題。  
 10. 1951年8月，在東京召開了「全體委員會」  
 第十次會議，討論了關於「全體委員會」的組織問題。

1. 1950年11月25日，在東京召開了「全體委員會」  
 會議，討論了關於「全體委員會」的組織問題。  
 2. 1950年12月，在東京召開了「全體委員會」  
 第二次會議，討論了關於「全體委員會」的組織問題。  
 3. 1951年1月，在東京召開了「全體委員會」  
 第三次會議，討論了關於「全體委員會」的組織問題。  
 4. 1951年2月，在東京召開了「全體委員會」  
 第四次會議，討論了關於「全體委員會」的組織問題。  
 5. 1951年3月，在東京召開了「全體委員會」  
 第五次會議，討論了關於「全體委員會」的組織問題。  
 6. 1951年4月，在東京召開了「全體委員會」  
 第六次會議，討論了關於「全體委員會」的組織問題。  
 7. 1951年5月，在東京召開了「全體委員會」  
 第七次會議，討論了關於「全體委員會」的組織問題。  
 8. 1951年6月，在東京召開了「全體委員會」  
 第八次會議，討論了關於「全體委員會」的組織問題。  
 9. 1951年7月，在東京召開了「全體委員會」  
 第九次會議，討論了關於「全體委員會」的組織問題。  
 10. 1951年8月，在東京召開了「全體委員會」  
 第十次會議，討論了關於「全體委員會」的組織問題。

1987年10月22日  
“成”... “全”... “反”...

自... 以来... 实例...

6. Knowledge... 可能性...

... 1968年... 措施...

8,000 ~ 10,000人... 现在...

... 2,000 ~ 3,000人... 结果...

... 以下... 组织...

... 以下... 组织...

... 组织... 组织...

... 组织... 组织...

... 组织... 组织...

... 组织... 组织...

... 组织... 组织...

... 组织... 组织...

... 组织... 组织...

高等初級官の職に充てられ、その主任官に  
 任命され、その主任官の職務を執行する。

主任官の職務は、高等初級官の職務に  
 直接関係するものを含む。

8. 主任官の職務は、高等初級官の職務に  
 直接関係するものを含む。

主任官の職務は、高等初級官の職務に  
 直接関係するものを含む。

主任官の職務は、高等初級官の職務に  
 直接関係するものを含む。

主任官の職務は、高等初級官の職務に  
 直接関係するものを含む。

主任官の職務は、高等初級官の職務に  
 直接関係するものを含む。

主任官の職務は、高等初級官の職務に  
 直接関係するものを含む。

主任官の職務は、高等初級官の職務に  
 直接関係するものを含む。

主任官の職務は、高等初級官の職務に  
 直接関係するものを含む。

主任官の職務は、高等初級官の職務に  
 直接関係するものを含む。

主任官の職務は、高等初級官の職務に  
 直接関係するものを含む。

主任官の職務は、高等初級官の職務に  
 直接関係するものを含む。

主任官の職務は、高等初級官の職務に  
 直接関係するものを含む。

主任官の職務は、高等初級官の職務に  
 直接関係するものを含む。

全軍労中央執行委員

役職名	氏名	選出支部	傾向
委員長	上原康助	瑞々覧支部	
副委員長	中島哲	"	社大党系
"	吉田勇	那覇支部	"
書記長	友寄信助	瑞々覧支部	社会党系
会計長	山内登源	空軍支部	
法対部長	平良恒康	民政府支部	
組織部長	奥浜玄俊	那覇支部	社会党系
次長	島袋義道	"	
調査部長	国吉辰雄	ORE支部	社大党系
次長	藤 恭男	牧港支部	
"	玉城亨洋	NCOクラブ支部	社大党系
"	上江州義一	瑞々覧支部	
文化共済部長	町田 実	空軍支部	
次長	東江貞雄	ORE支部	OPPシンパ
社会保障部長	島袋光男	牧港支部	
次長	渡口貞吉	マリン支部	
教宣部長	島袋武治	MCAF第1種支部	
総務部長	宮城正昇	DE支部	
組織部次長	砂辺松一	電力公社支部	
婦人部長	垣花静枝	牧港支部	

日 本 政 府

全軍労の支部一覧

支部名	組合員数	支部名	組合員数
◎瑞々覧	2,982	陸軍スペシャルサービス	410
那 覇	1,420	海軍MEクラブ	112
アメリカンエキスプレス	125	MCAF第2種	100
同上 銀行	37	マリンスペシャル	123
◎牧 港	2,244	那覇空軍将校クラブ	143
◎空 軍	1,985	ミルクプラント	74
ORE*	2,350	電力公社	627
民政府	220	VFW	196
DE	209	リージョンクラブ	103
◎マリン	864	映画館	20
MCAF第1種	411	C.S.F	470
NCOクラブ	645	合計	15,870

23支部 15,870名

◎印は強硬な支部である。

日 本 政 府

### 1. 中執委の傾向

社会党系と社大党系の勢力は互角とみられるが、委員長書記長が社会党系であるところから、社会党系の傾向が強い。

### 2. 中間委の構成と傾向

(1) 構成 中執委 20名と各支部 (23支部) 3役 (支部長、書記長、会計長) で構成される。

(2) 傾向 中執委と同様である。

### 3. 上原委員長のリーダーシップの問題

(1) 1961年6月、組合結成以来の委員長である。

(2) 2・4ゼネストまでは組合員の信頼は厚く、組合と上原の意思どおり動いてきたが、ゼネスト問題を契機として下部組合員の批判が向けられ、2・4ゼネスト以後は必ずしも組合は上原の思う方向には動いていない。特に牧港、空甲両支部を中心に約100名の「社青同」の突き上げが激しくなりつつある。

しかし依然として瑞々支部を筆頭に比較的多数の組合員を擁している那覇、O R E各支部等の上原に対する信頼は厚く、適任者のいないことあって委員長の座はゆるぎない。

(3) 組合の方針は上原と中島副委員長、友寄書記長

の3者でほとんど決定され、ここでの決定がそのまま中執委、中間委で決定されている。

(4) 上原の相談相手は友寄書記長と上原の選出支部である瑞々支部の玉那覇書記長であったといわれる。

(5) 上原は県労協の副議長とつとめている。県労協は亀甲議長 (全通出身)、砂川副議長 (全通出身) と上原の3頭政治である。

県労協における上原の地位は高い。

上原、亀甲、砂川とも従来同様の思想傾向の持ち主で協調的に県労協を運営してきた。

(例えば、2・4ゼネストの実行を提唱したのを、またその取り止めを中止したのを、亀甲、上原と仲宗根事務局長の3人であった。) しかし、2・4ゼネスト取り止めの際に、亀甲がその理由として「全県労の組織が弱いためである」と語ったため、上原はスト決行派から批判された。それ以来、上原と亀甲の間は必ずしもこじくり行っていないとされている。